# 令和２年度　第２回大阪府立国際会議場指定管理者評価委員会　議事概要

１　日　時：令和２年１１月１２日（木）１０時００分～１１時５０分

２　場　所：大阪府立国際会議場　７階会議室７０２

３　出席者：出席委員　５名（定員５名）

　　　　　　苗村委員長、金委員、小林委員、團委員、藤村委員

４　議　題：

1. 令和２年度評価基準に対する指定管理者の取り組み状況について
2. 令和２年度評価基準（数値目標の変更）について
3. その他

５　主な議事内容（委員：〇、指定管理者：●、事務局：□）

**（１）開会あいさつ**

□　交流監あいさつ

　　　・第１回の委員会では、コロナの影響がわからず、暫定の数値目標であった。今回の委員会では、改めて今年度の数値目標をご審議いただきたい。

・イベント等は回復せず、施設利用の状況は低迷しているが、指定管理者においては、まずは安全な催事を行うように整え、新たな会議のスタイルを提案するなど精一杯努力しているところ。

・今日は委員のみなさまから忌憚のないご意見をいただきたい。

**（２）令和２年度評価基準に対する指定管理者の取り組み状況について**

・令和２年度上半期の指定管理者の取り組みについて説明（資料３のとおり）

以下質疑

○　資金繰りが悪化して追加融資を受けるといったことは必要ないのか。

●　利益剰余金３０億円程度あり、今年度は緊急的な融資は不要。

○　ウェブやハイブリッド型の会議に移行するなか、ハイブリッド型の会議はどう商品化しているか。

●　８月に肝臓系の学術会議でハイブリッド型の会議を実施した。参加者は、ネット利用を含めると、２年前の同会議より増加したと聞いている。大規模な学術会議ではこの傾向が続くと思うが、定着するかは不明。主催者の意向に沿った会議を開くよう対応している。

●　WEB配信プランというものを商品化した。内容は、通信回線、機材、カメラ等をセットにしてパッケージにしたもの。会議場をキーとしたもの、双方向のもの、後日オンデマンドで視聴可能とするといったことに対応できるようにしている。

○　ネットの活用によりリアルの参加者が減少すれば、利用スペースが狭くなり、法人の施設利用収入に影響が出る。下半期の見通しは。

●　下半期の見通しは辛めに見積もり、予約が確定しているものを計上している。一旦は収まった新型コロナウイルスの感染が拡がっており、既に受注している催事がキャンセルになる可能性がある。

○　ソーシャルディスタンスの確保のため、倍の人数を収容できる広さの会場を確保する主催者が多いと思うが、料金体系等はどうしているのか。また、飲食の状況についてはいかがか。

●　条例で施設利用料が決まっており、倍の人数を収容できる広さの会場を使用しても減額はしていない。ソーシャルディスタンスの確保については国の基準による対応をしている。

飲食については、時間を短縮して実施している。来館者が減少し、会議が終わった後の立食パーティ等はほぼゼロ。回復の見込みはない。

　　○　弁当を事業の柱にしようとのことだが、進捗はいかがか。

●　今年の１月に事業者を選定した直後に新型コロナウイルスの感染拡大が始まり、売り上げが前年の10％以下になっており、当面は需要増の見込みはない。なお、今年中に弁当の需要喚起や販売促進等を目的に、当社と弁当事業者の協議会を今年中に立ち上げる予定。

○　機能強化費及び修繕費の執行予定をそれぞれ１億円から減額することを考えているようだが、具体的な執行額について大阪府と協議は行っているか。

●　協議はまだ。機能強化費は10年で10億円の執行であり、年度で増減させることは可能であるが、修繕費は府との管理運営業務協定書により年間１億円の執行。修繕費の執行額を変更するには大阪府との協議が必要。府へは手続きを進めるようお願いしているところ。

○　ハイブリッド型会議の誘致では、会議場をハブ会場とする営業がよいのでは。

●　分散型会議で、会議場を主会場やハブ会場として利用していただけるよう、ネットワーク環境を整備し、支障なく会議が行えると営業を行っている。新たな会議スタイルへの対応によって少しでも拾い上げていきたい。

* 新型コロナウイルスによる影響は災害的であり、府から指定管理者へ何らかの支援をしたうえで、なお足りない場合は、個別の協議を行うのではないのか。

また、今回の新型コロナウイルスの影響は、MICE施設の在り方に大きな影響を与える。ハイブリッド型の会議で十分開催できるということになれば、大きな施設は必要ない。このことは、国際会議場の在り方自体に大きな影響を与え、営業戦略の変化が求められる。指定管理者としてどのように対応していくのか。

□　１点目は大阪府から。府はこれまでに指定管理者への全庁での支援として、大阪府が要請したキャンセル料不徴収分に対する補てんと、４月の上旬から５月末まで行った休館時の収入補償。なお、５月末実までにキャンセルの申し出があれば、６月以降に開催される催事でも府がキャンセル料の補填を行っている。これ以外の支援については、行政経営課では、個別の施設の特性を考慮し判断という方針になっている。

万博公園とドーンセンターの指定管理者については、資金が厳しいので、今年度運営するに当たって最低限施設を運営する上で必要な経費を算出し、個別の対応として府が補填しているところ。その他の施設で資金繰り等に問題がないところは静観している。今のところ、会議場と同様に修繕費、機能強化費、納付金の設定がある施設で減額措置をしているところはない。そういう状況で指定管理者から所管課へ修繕費等の減額等の申し入れがあると、我々も難しい判断を迫られる。

○　リスク分担表ではどうなっているのか。今回のことは災害といった扱いになるのでは。

□　府の想定していない事柄、社会情勢の変化である場合は、リスク分担に定めは無く、個別の協議による対応とされている。

* ２点目は指定管理者から。コロナの時代における国際会議場のあり方は、MICE施策の中で考えることであり、それは府にリードしてもらいたい。私たち指定管理者としては、施設運営の今をどう乗り切るかを考えていく。乗り切れなければ府と相談していく。
* 今後、ハイブリッド型の会議が拡大すると思うが、スムーズに進めるためには工夫が必要。リピーターを増やすには、主催者と参加者とサプライヤーである会議場が協力して取り組む必要がある。また、参加者の全てがオンラインでいいと思っているかというとそうではない。医学の会議に研究室からオンライン参加しても、途中で診察や会議に呼び出され、学会には細切れにしか参加できないという声もあるし、また、オンラインであれば、数人で映像中継をシェアできるので、実質的に参加費収入が減収するのではという懸念も聞くが、専門性も異なるので必ずしもそうではない。

会議場については、資金調達することなしに運営が可能というのは素晴らしい。MICEは必ず戻ってくるので、その時にどういった付加価値を付けて営業していくか考えなければならない。また、先の見通しがなかなか立たず営業をしても予約も入らない中で、社員のモチベーションをどのように上げていくか考えていかなければならないと思う。国際会議の誘致は人の力によるところが大きい。コロナ禍の時代、みなさんの力で乗り越えていただきたいと思う。

＜指定管理者退席＞

**（３）令和２年度評価基準（数値目標の変更）について**

・令和２年度の評価基準のうち、数値目標の変更について説明（資料４及び４－２のとおり）

以下質疑

* 今年度及び来年度の国際会議の開催・誘致の目標達成は可能なのか。国際会議に代わる目標として国内会議やハイブリッド型の会議の開催数とすることはどうか。施設稼働率の数字の考え方（予約状況を元に算出）は、よく分からなかった。

納付金等について、法律的な理屈では減額することは難しいと思うが、この事業は継続すべきものであり、私は減額すべきだと思う。協定書の変更は府の判断で可能なのか。

□　今年度の上半期の国際会議の開催件数はゼロだが、成約件数は18件あり、目標の20件は、少しの上積みで達成できる。

稼働率について、９月末現在の主要３施設は前年同期が84.3％に対して25.8％。しかも、この数値は休館日を除いたものであり、休館日を分母に含めると10％強程度になると考える。来館者を見ると、去年の上半期の来場者数57万人に対し今年度は４万人であり、これがこの施設の上半期の稼働実態を示しているのと思っており、正直、稼働率の目標数値は現実を反映していないと思っている。

このような状況の中で、最終的には、法人の見込みを肯定するような設定となった。

○　オンライン会議と異なり、ハイブリッド会議の場合は主たる開催会場があるので、その主会場のある都市が開催地として当初予定通り開催件数をカウントされるべきではないかと思う。国際会議の件数は、JNTOの基準でカウントしていると思うが、所謂日本○○学会はハイブリッドで継続して開催される可能性があり、ICCA基準の国際会議は国が入国制限をしている状況では海外からの参加者は見込めない。オンライン会議とハイブリッド会議は違うのでJNTOに開催件数のカウント方法について確認して頂きたい。

□　今年度、会議場では既にハイブリッド型の国際会議をいくつか開催しているが、会議場の方からは、実績ゼロ件と聞いており、私自身はハイブリッド型の会議はカウントされないという認識。

○　国際会議の定義を確認していただきたい。もしハイブリッド型の会議が含まれないのであれば、ミスリードしてしまう。

　　□　確認する。

小林委員からご意見のあった協定の見直しについて。

協定書の内容変更については、当事者間で合意のみで変更可能だが、協議結果についてはご報告させていただく。

指定管理者からは満期償還された債券を再投資せずに手元現金を確保しているとの報告があったが、これを法人は是としておらず、府に対して補填を求めたいとの意向。

府と全く関係ない法人が指定管理者になっている場合は、利用料収入が減少して、キャッシュフローに問題が生じれば、府民目線から必要性の理解は得やすい。一方で、（株）大阪国際会議場は指定出資法人であり、府が株式の過半数を持っている。また、当該施設の運営を通じて今の内部留保の多くを有することとなった。指定出資法人が、指定管理者になっているというのはここだけ。他の施設では納付金を減額したような事例は無く、庁内のバランスを考えて対応する必要がある。

○　指定管理者であることと指定出資法人であるということは分けて考えるべき。そもそも、補填に関し、府全体の方針がないのはどうかと思う。指定管理者は施設を運営しているのであるから、他の指定管理者と同様の対応が必要なのでは。

□　補填に関し、府の方針がなく我々も悩んでいる。

○　施設稼働率は予約状況をもとに算出して目標を設定しているのに、収支計画の数値目標がないというのは整合性がとれない。指定管理者が収益の見通しを示しており、数値目標の設定は可能。目標設定なしで結果を評価できない。コロナの影響で、計画と実績が大きく乖離したとしても、やむなし。

○　同感だ。開催件数の予測ができるのであればそれに伴い収入の予測は立つのではないか。予測より低い数値目標であっても仕方ない。収支計画についても、数値目標を設定いただきたい。

□　数値目標については、ご意見を踏まえて、もう一度検討し、こちらからお示しさせていただく。

* では、案を各委員へご送付いただき、最終的な調整は委員長へ一任ということでお願いする。

以　上